

●飲食、喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

●試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

●答案の公開、返却

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

●合格証書の再発行

合格証書の再発行はできません。

●試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

●答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなかった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

■試験会場での感染防止

国の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定に基づき、令和5年3月13日以降に当所検定試験を受験される際のマスク着用については、個人の判断に委ねることといたします。

なお、試験監督者や試験会場スタッフについては、引き続き感染拡大防止の観点から、原則、当面の間はマスクを着用いたします。

また、受験者の皆さまにおかれましては、感染症拡大防止に向け、以下、ご協力をお願いいたします。

●体調がすぐれない時や、感染が疑われるようなときは受験をご遠慮ください。

●会場の状況等により、検温や手指のアルコール消毒をお願いする場合がございます。

●会場内での会話は必要最小限としてください。

●他の受験者の方への影響が懸念される場合は、試験を中止し、お帰りいただくことがあります。

*感染状況等により対応は変更する場合がございます。

■個人情報の取り扱いについて

お預かりした個人情報につきましては、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成、合格証書・合格証明書の発行および検定試験に関する、連絡・各種情報提供の目的にのみ使用いたします。前記の「受験者への連絡・注意事項」をご承諾のうえでお申込下さい。

■お問合せ先

鎌倉商工会議所 中小企業振興課
〒248-0012 鎌倉市御成町17-29
TEL 0467-23-2562 FAX 0467-25-0900
受付時間 午前9時～午後5時(平日)
ホームページ <https://www.kamakura-cci.or.jp/>

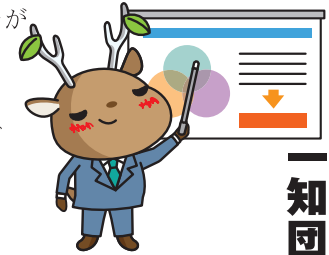


令和6年度 簿記検定試験



試験要項

身につけた知識やスキルが
そのまま実務に通用する
商工会議所の簿記検定で
キャリア・アップ
しませんか？



シカクは経済を動かす原動力。

一
知
団
結

■日商簿記検定試験とは・・・

簿記は、企業の経営活動を記録・計算・整理して、経営成績と財政状態を明らかにする技能です。企業の活動を適切、かつ正確に情報公開するとともに、経営管理能力を身につけるために、簿記は必須の知識です。

■学習するメリットは？

☆簿記の学習を通じて、「財務諸表を読む力」「経営管理能力・分析力」などが身につくため、経理事務のみならず、全ての社会人のスキルアップやキャリアアップにも最適です！

☆最近では大学の入試や単位認定にも活用されています！

☆就職・転職活動するときに、自信を持って履歴書に書けます！

■受験資格

学歴・年齢・性別・国籍等の制限はありません。

*1・2級、2・3級の併願受験も可能です。

主催：鎌倉商工会議所・日本商工会議所

試験日程

	第167回(1～3級)	第168回(1～3級)	第169回(2～3級)
試験日	2024年6月9日(日)	2024年11月17日(日)	2025年2月23日(日)
窓口 受付期間	窓口受付は行いません。 インターネット申込をご利用ください。		当所では 実施致しません。
インターネット 受付期間 ※受付最終日注	2024年4月22日(月) ～ 2024年5月13日(月)	2024年9月30日(月) ～ 2024年10月21日(月)	
	合格発表日 (2～3級)	2024年6月24日(月)	

- * 定員に達し次第、受付期間内であっても受付を締め切ります。
- * 1級の合格発表は、試験実施から50日前後に各自に封書で試験結果と点数をご連絡致します。
- * 第169回は、試験を実施致しません。
- * 合格証書は登録された住所に郵送します。
- * 受付の最終日は、クレジットカード決済のみの受付となります。

受験料

- 1級 8,800円 2級 5,500円 3級 3,300円
* 上記受験料の他に、事務手数料900円(併願 1,200円)が必要です。

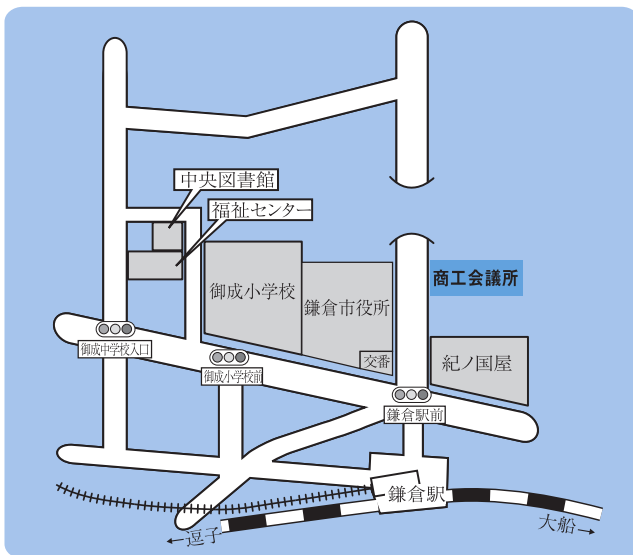
試験時間

- 1級 午前9時00分～(制限時間 前半90分、後半90分)
* 途中休憩15分あり
2級 午後1時30分～(制限時間90分)
3級 午前9時00分～または午前11時00分(制限時間60分)

試験会場

鎌倉商工会議所(鎌倉市御成町17-29)

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用下さい。



申込方法

鎌倉商工会議所ホームページよりお申込み下さい。
詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.kamakura-cci.or.jp/exam/boki/>



- 試験1週間前までに受験票を郵送致します。試験1週間前までに受験票が届かない場合には、必ずご連絡下さい。
- 入力の不備または受付期間外の申込は無効となります。
- 申込期間内であっても、定員に達した場合には締め切らせていただく場合があります。お早めにお申し込みください。

受験上の注意事項

- 試験当日の持ち物は以下のとおりです。忘れ物があっても当日貸し出しは致しません。
- ☆ 受験票
- ☆ 身分証明書(原則として氏名・生年月日・顔写真のいずれも確認できるもの。運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・社員証・学生証など。ただし、小学生以下の場合、顔写真のない身分証明書(健康保険証)でも可とします。)
- ☆ 筆記用具(HBまたはBの黒鉛筆、シャープペン、消しゴム)
- ☆ 計算器具(そろばん、電卓など。ただし、電卓は、計算機能のものに限ります。)

● 試験開始5分前までには、必ず試験室に入室してください。

- 私物は足元に置いて下さい。
- 試験会場での飲食は、所定の部屋で所定時間内をお願いします。
- 携帯電話や腕時計型情報端末等、外部との通信が可能な機器の使用を一切禁止します。
- 机や椅子を除き、会議室内のものには絶対に手を触れないで下さい。
- 試験当日、身分証明書または受験票を忘れた方は、試験委員控室で必要な手続きをおとり下さい。
 - ・身分証明書を忘れた方は、本人確認申請書を記入して頂きます。
 - ・試験終了後に身分証明書をご持参または身分証明書のコピーを郵送して頂きます。
- お身体に不自由がある方で、受験に際し特別な措置を要する場合は事前にご連絡ください。

合格基準

各級とも100点を満点とし、70点以上をもって合格とします。
ただし、1級に限り1科目毎の得点が40%に満たない者は不合格とします。

合格発表

合格発表は、合格された方の受験番号を、鎌倉商工会議所ホームページに掲載するとともに鎌倉商工会議所1階入口に掲示します。
* 電話等による試験の可否・成績についてのお問い合わせは一切お答えしません。

試験科目及び程度

	科目	程度
1級	会計学 工業簿記 原価計算	公認会計士、税理士などの国家資格への登竜門。1級に合格すると、税理士試験の受験資格が得られる。大学で専門に学ぶ程度の商業簿記、会計学、工業簿記、原価計算を修得し、財務諸表規則や企業会計に関する法規をふまえて、経営管理や経営分析ができる。
2級	商業簿記 工業簿記 (初歩的な原価計算を含む)	企業の財務担当者として必要な高校(商業高校)程度の商業簿記、工業簿記が身につく、株式会社の経営管理に役立つ。財務諸表を読むことができ、自社や取引先の経営内容を数字から把握できる。
3級	商業簿記	企業で働く者に必須の基礎知識が身につく、商店や中小企業の経理事務に役立つ。経理関連書類を読むことができ、青色申告などの書類作成もある程度できる。

受験者への連絡・注意事項

- 受験料の返還
一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更、受験地の変更は認められません。
- 入場許可
試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
- 遅刻
試験会場への来場は時間厳守としてください。
- 試験中の禁止事項
次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
 - ・試験委員の指示に従わない者。
 - ・試験中に助言を与えたり、受けたりする者。
 - ・試験問題・答案用紙及び計算用紙を持ち出す者。
※簿記検定試験1級については、問題用紙・計算用紙の持ち帰りを認め、失格としない。
 - ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者。
 - ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者。
 - ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者。
 - ・その他の不正行為を行う者。
- 試験後の禁止事項
試験問題を含め、試験に関して知りえた情報全般の複製、外部への開示、漏洩(ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)をはじめインターネット等への掲載を含む)を一切禁じます。試験後にこれらの行為を行ったことが発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取消、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。